

聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月12日

聖籠町長 西脇道夫

聖籠町条例第29号

聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

聖籠町国民健康保険税条例（昭和34年聖籠町条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）

17 第22条に定めるもののほか、町長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、国民健康保険税を減免することができる。

（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

（2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる世帯であって、次のいずれにも該当するもの

ア 世帯の生計を主として維持する者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合は、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の生計を主として維持する者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区

別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の生計を主として維持する者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

18 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第17項及び第18項の規定は、令和2年2月1日から適用する。ただし、改正後の附則第5項及び第6項の規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。